

福祉 2-1

許認可等の内容	被保険者証の交付		
根拠法令及び条項	介護保険法第 12 条第 3 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 被保険者証の交付は、法第 9 条各号の規定に該当し、かつ、施行法第 11 条に規定する適用除外に該当しない者に交付するものとするが、外国人の場合の交付基準は次のとおりとする。 1 住民基本台帳法の適用対象となる者 2 出入国管理及び難民認定法第 2 条の 2 の規定により決定された在留期間が 3 か月以下の者であつて、資料により 3 か月を超えて滞在すると認められる者 3 施行法第 11 条に規定する適用除外に該当しない者 4 外交特権の認められる者（外交官、領事官等）でない者 5 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにその家族でない者			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-2

許認可等の内容	要介護認定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 27 条第 7 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 要介護認定は、法第 27 条第 7 項の規定に基づき認定審査会の審査及び判定の結果により認定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 3

許認可等の内容	要介護認定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 28 条第 4 項（第 27 条第 7 項準用）		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設定日	
審査基準を設定しない理由 要介護認定の更新は、法第 28 条第 4 項において準用する法第 27 条第 7 項の規定に基づき認定審査会の審査及び判定の結果により認定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 4

許認可等の内容	要介護状態区分の変更		
根拠法令及び条項	介護保険法第 29 条第 2 項（第 27 条第 7 項準用）		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設定日	
審査基準を設定しない理由 要介護状態区分の変更は、法第 29 条第 2 項において準用する法第 27 条第 7 項の規定に基づき認定審査会の審査及び判定の結果により認定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2－5

許認可等の内容	要支援認定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 32 条第 6 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 要支援認定は、法第 32 条第 6 項の規定に基づき認定審査会の審査及び判定の結果により認定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2－6

許認可等の内容	要支援認定の更新		
根拠法令及び条項	介護保険法第 33 条第 4 項（法第 32 条第 6 項準用）		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 要支援認定の更新は、法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条第 6 項の規定に基づき認定審査会の審査及び判定の結果により認定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 7

許認可等の内容	介護給付等対象サービスの種類の変更		
根拠法令及び条項	介護保険法第 37 条第 4 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 介護給付等対象サービスの種類の変更は、法第 37 条第 4 項の規定に基づき認定審査会の意見により決定するため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 8

許認可等の内容	居宅介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 41 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 居宅介護サービス費の支給の決定は、法第 41 条及び法施行規則第 62 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 9

許認可等の内容	特例居宅介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 42 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例居宅介護サービス費の支給の決定は、法第 4 2 条第 1 項及び法施行令第 1 5 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。 変更日 平成 14 年 4 月 1 日 変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2 - 1 0

許認可等の内容	地域密着型介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 42 条の 2 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 地域密着型介護サービス費の支給の決定は、法第 42 条の 2 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。 変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-11

許認可等の内容	特例地域密着型介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第42条の3第1項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60日	設定日	平成18年4月1日
審査基準を設定しない理由 特例地域密着型介護サービス費の支給の決定は、法第42条の3第1項及び法施行令第15条の3の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 令和7年7月10日			

福祉 2-12

許認可等の内容	居宅介護福祉用具購入費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 44 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設定日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 居宅介護福祉用具購入費の支給決定は、法第 44 条及び法施行規則第 70 条の規定に基づき行うが、具体的には次に掲げる基準で審査し、支給するものとする。 1 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成 11 年厚生省告示第 94 号)」による。 2 法施行規則第 70 条第 2 項に規定する「その他特別な事情」とは、居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間内において同一の種目の特定福祉用具を購入した場合において、申請者の身体状況及び住環境等の変化により、当該福祉用具の規格・機能が利用目的に著しくそぐわなくなったことを確認した場合とする。			
		変更日	平成 18 年 4 月 1 日
		変更日	平成 25 年 2 月 28 日

福祉 2 - 1 3

許認可等の内容	居宅介護住宅改修費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 45 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 居宅介護住宅改修費の支給の決定は、法第 45 条及び法施行規則第 74 条の規定に基づき行うが、具体的には、支給申請書に添付された住宅改修に係る理由書の記載内容を個別に判断し、相当の理由があると認める場合に支給する。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 1 4

許認可等の内容	居宅介護サービス計画費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 46 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 居宅介護サービス計画費の支給の決定は、法第 46 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 1 5

許認可等の内容	特例居宅介護サービス計画費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 47 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 14 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例居宅介護サービス計画費の支給の決定は、法第 4 7 条第 1 項及び法施行令第 2 0 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2 - 1 6

許認可等の内容	施設介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 48 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 施設介護サービス費の支給の決定は、法第 48 条並びに法施行規則第 80 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 1 7

許 認 可 等 の 内 容	特例施設介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 49 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例施設介護サービス費の支給の決定は、法第 4 9 条第 1 項及び法施行令第 2 2 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

許認可等の内容		居宅介護サービス費等の額の特例の適用の決定	
根拠法令及び条項		介護保険法第 50 条	
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
居宅介護サービス費等の額の特例の適用決定は、法第 50 条の規定に基づき行うが、法施行規則第 83 条第 1 項各号に規定する「特別の事情」に該当する者のうち、当該者の自己負担能力を勘案し、特例適用の程度を決定するものとし、具体的には次の表による。			
理 由	適 用 範 囲	給 付 率	摘 要
災害・盗難	1 資産の 80%以上を失った場合 2 資産の 50%以上を失った場合 3 資産の 30%以上を失った場合 4 資産の 10%以上を失った場合	10 割 6 割内外 3 割内外 1 割内外	支給期間は、申請のあった月の翌月 1 日から起算して 6 月以内の期間とする。
死 亡	1 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
疾病・障害	1 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり又は心身に重大な障害を受け、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり又は心身に重大な障害を受け、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 3 家族が疾病のため継続して多額の医療費等を支出し生活困難な場合	10 割 7 割内外 3 割内外	
不作・不漁	1 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の 80%以上を失った場合 2 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の 50%以上を失った場合 3 例年の漁獲高に比べて 80%以上の不漁となった場合 4 例年の漁獲高に比べて 50%以上の不漁となった場合	7 割内外 3 割内外 7 割内外 3 割内外	
失 業	1 世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
廃 業	1 世帯の生計を主として維持する者が事実上の甚大な損失により廃業し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が事実上の甚大な損失により廃業し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
(参考) 居宅介護サービス費等の額の特例の考え方			
介護報酬 × 支給割合 = A			
介護報酬 − A = B			
B × 給付率 = C			
A + C = D (居宅介護サービス費の額の特例)			
介護報酬 − D = 自己負担額			
介護報酬…各介護サービス費の厚生労働省令で定める費用			
支給割合…各介護サービス費の支給割合			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			
変更日 令和 5 年 5 月 17 日			

福祉 2 - 1 9

許認可等の内容	高額介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 51 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 高額介護サービス費の支給の決定は、法第 51 条及び法施行令第 22 条の 2 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 2 0

許認可等の内容	高額医療合算介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 51 条の 2		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	90 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 高額医療合算介護サービス費の支給の決定は、法第 51 条の 2 及び法施行令第 22 条の 3 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 2 1

許認可等の内容	特定入所者介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 51 条の 3 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 特定入所者介護サービス費の支給の決定は、法第 51 条の 3 及び法施行規則第 83 条の 5 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 2 2

許認可等の内容	特例特定入所者介護サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 51 条の 4 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例特定入所者介護サービス費の支給の決定は、法第 5 1 条の 4 第 1 項及び法施行令第 2 2 条の 5 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2 - 2 3

許認可等の内容	介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 53 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 介護予防サービス費の支給の決定は、法第 53 条並びに法施行規則第 83 条の 9 及び第 85 条において準用する第 62 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 2 4

許認可等の内容	特例介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 54 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例介護予防サービス費の支給の決定は、法第 5 4 条第 1 項及び法施行令第 2 4 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2-25

[illegible]

福祉 2-26

許認可等の内容	特例地域密着型介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第54条の3第1項		
担当課	長寿社会課	処分権者	市長
標準処理期間	60日	設定日	平成18年4月1日
審査基準を設定しない理由 特例地域密着型介護予防サービス費の支給の決定は、法第54条の3第1項及び法施行令第24条の3の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成25年2月28日 変更日 令和7年7月10日			

福祉 2-27

許認可等の内容	介護予防福祉用具購入費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 56 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 介護予防福祉用具購入費の支給決定は、法第 56 条及び法施行規則第 89 条の規定に基づき行うが、具体的には次に掲げる基準で審査し、決定するものとする。 1 「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目(平成 11 年厚生省告示第 94 号)」による。 2 法施行規則第 89 条第 2 項に規定する「その他特別な事情」とは、介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間内において同一の種目の特定福祉用具を購入した場合において、申請者の身体状況及び住環境等の変化により、当該福祉用具の規格・機能が利用目的に著しくそぐわなくなったことを確認した場合とする。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-28

許認可等の内容	介護予防住宅改修費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 57 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 介護予防住宅改修費の支給の決定は、法第 57 条及び法施行規則第 93 条の規定に基づき行うが、具体的には、支給申請書に添付された住宅改修に係る理由書の記載内容を個別に判断し、住宅改修を必要とする相当の理由があると認める場合に支給する。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-29

許認可等の内容	介護予防サービス計画費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 58 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設定日	
審査基準を設定しない理由 介護予防サービス計画費の支給の決定は、法第 58 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-30

許認可等の内容	特例介護予防サービス計画費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 59 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 14 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例介護予防サービス計画費の支給の決定は、法第 5 9 条第 1 項及び法施行令第 2 9 条の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 平成 25 年 2 月 28 日 変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2 - 3 1

許認可等の内容	介護予防サービス費等の額の特例の適用の決定		
根拠法令及び条項	介護保険法第 60 条		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準			
介護予防サービス費等の額の特例の適用決定は、法第 60 条の規定に基づき行うが、法施行規則第 97 条第 1 項各号に規定する「特別の事情」に該当する者のうち、当該者の自己負担能力を勘案し、特例適用の程度を決定するものとし、具体的には次の表による。			
理 由	適 用 範 囲	給 付 率	摘 要
災害・盗難	1 資産の 80%以上を失った場合 2 資産の 50%以上を失った場合 3 資産の 30%以上を失った場合 4 資産の 10%以上を失った場合	10 割 6 割内外 3 割内外 1 割内外	支給期間は、申請のあった月の翌月 1 日から起算して 6 月以内の期間とする。
死 亡	1 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が死亡し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
疾病・障害	1 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり又は心身に重大な障害を受け、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が長期の疾病にかかり又は心身に重大な障害を受け、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合 3 家族が疾病のため継続して互いの医療費等を支出し生活困難な場合	10 割 7 割内外 3 割内外	
不作・不漁	1 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の 80%以上を失った場合 2 干ばつ、冷害、凍霜害等により収穫の 50%以上を失った場合 3 例年の漁獲高に比べて 80%以上の不漁となった場合 4 例年の漁獲高に比べて 50%以上の不漁となった場合	7 割内外 3 割内外 7 割内外 3 割内外	
失 業	1 世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が失業し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
廃 業	1 世帯の生計を主として維持する者が事実上の甚大な損失により廃業し、家族にも収入がなく生活困難な場合 2 世帯の生計を主として維持する者が事実上の甚大な損失により廃業し、家族に若干の収入があるものの生活困難な場合	10 割 7 割内外	
(参考) 介護予防サービス費等の額の特例の考え方			
介護報酬 × 支給割合 = A			
介護報酬 − A = B			
B × 給付率 = C			
A + C = D (介護予防サービス費の額の特例)			
介護報酬 − D = 自己負担額			
介護報酬…各介護予防サービス費の厚生労働省令で定める費用			
支給割合…各介護予防サービス費の支給割合			

変更日 平成 18 年 4 月 1 日
変更日 平成 25 年 2 月 28 日
変更日 令和 5 年 5 月 17 日

福祉 2 - 3 2

許 認 可 等 の 内 容	高額介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 61 条第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由			
高額介護予防サービス費の支給の決定は、法第 61 条及び法施行令第 29 条の 2 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2 - 3 3

許認可等の内容	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 61 条の 2		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	90 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 高額医療合算介護予防サービス費の支給の決定は、法第 61 条の 2 及び法施行令第 29 条の 3 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			

福祉 2 - 3 4

許認可等の内容	特定入所者介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 61 条の 3 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	60 日	設 定 日	
審査基準を設定しない理由 特定入所者介護予防サービス費の支給の決定は、法第 61 条の 3 及び法施行規則第 97 条の 3 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 平成 25 年 2 月 28 日			

福祉 2-35

許認可等の内容	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
根拠法令及び条項	介護保険法第 61 条の 4 第 1 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	60 日	設 定 日	平成 18 年 4 月 1 日
審査基準を設定しない理由 特例特定入所者介護予防サービス費の支給の決定は、法第 6 1 条の 4 第 1 項及び法施行令第 2 9 条の 5 の規定に基づき行うため、審査基準は設定しない。			
変更日 令和 7 年 7 月 1 0 日			

福祉 2-36

許認可等の内容	旧措置入所者に係る利用者負担額の減額・免除の決定		
根拠法令及び条項	介護保険法施行法第 13 条第 3 項		
担 当 課	長寿社会課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合を定める件(平成 17 年厚生労働省告示第 409 号)」による。			

福祉 2-37

許認可等の内容	特定入所者の負担限度額の認定		
根拠法令及び条項	介護保険法施行規則第 83 条の 6 第 4 項		
担当課	長寿社会課	処分権者	市長
標準処理期間	30 日	設定日	平成 12 年 4 月 1 日
審査基準	「介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号及び第 61 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 413 号）」及び「介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する居住費の負担限度額及び同法第 61 条の 3 第 2 項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 414 号）」による。		
	変更日 平成 18 年 4 月 1 日		

福祉 2-38

許認可等の内容	特定負担限度額の認定		
根拠法令及び条項	介護保険法施行規則第 172 条の 2（第 83 条の 6 第 4 項準用）		
担 当 課	長寿社会課	処分権者	市 長
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 介護保険法施行法第 13 条第 5 項第 1 号に規定する食費の特定負担限度額を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 417 号）」及び「介護保険法施行法第 13 条第 5 項第 2 号に規定する居住費の特定負担限度額を定める件（平成 17 年厚生労働省告示第 418 号）」による。			